

空き家を改修して、岐阜県に移住・定住しませんか？



移住者、多子世帯、新婚世帯が空き家を改修して岐阜県に移住・定住する際に改修費を補助します

空き家改修費補助事業（岐阜県空き家利活用事業費補助金）

居住を目的とした空き家の改修費を補助します。

- ◆募集期限 申請額の総額が予算上限に到達するまで
- ◆補助率等 補助対象事業費の1/3（上限100万円）
- ◆対象者



- (1) 県外からの移住者
申請日から遡って1年以内に県外から移住した方
空き家の改修が完了するまでに県外から移住する方
- (2) 多子世帯
18歳未満の子を3人以上養育する世帯（0歳未満の子を含む）
- (3) 新婚世帯
空き家の改修が完了するまでに婚姻する世帯
申請日から遡って2年以内に婚姻した世帯
- (4) (1)～(3)と売買・賃貸借契約を締結して改修する空き家の所有者又は賃借権者

既に工事着手した場合や完了している場合は、補助を受けられませんのでご注意ください。



お問い合わせ先 岐阜県 都市建築部 住宅課 空家対策推進係
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 ☎058-272-1111（内線3658）

申請窓口・方法 申請書類は、岐阜県都市建築部住宅課（上記お問い合わせ先）へ提出（郵送又は持参）してください。
※申請書類等は岐阜県ホームページからダウンロードできます。

岐阜県空き家利活用事業費補助金

検索

